

第 18 号議案

亀岡市営住宅設置条例及び亀岡市営特定目的住宅条例  
の一部を改正する条例の制定について

亀岡市営住宅設置条例（昭和 39 年亀岡市条例第 15 号）及び亀岡市営特定目的住宅条例（昭和 43 年亀岡市条例第 11 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 11 月 29 日提出

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市営住宅設置条例及び亀岡市営特定目的住宅条例  
の一部を改正する条例

（亀岡市営住宅設置条例の一部改正）

第 1 条 亀岡市営住宅設置条例（昭和 39 年亀岡市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

|       |          |
|-------|----------|
| 滝の花住宅 | 〃 篠町野条   |
| 車垣内住宅 | 〃 曾我部町穴太 |
| 大年住宅  | 〃 保津町大年  |

」

を

「

|       |         |
|-------|---------|
| 滝の花住宅 | 〃 篠町野条  |
| 大年住宅  | 〃 保津町大年 |

」

に改める。

(亀岡市営特定目的住宅条例の一部改正)

第2条 亀岡市営特定目的住宅条例(昭和43年亀岡市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

|           |   |   |        |
|-----------|---|---|--------|
| 〃 東出合     | 〃 | 1 | 3,000円 |
| 亀岡市安町大池   | 〃 | 2 | 800円   |
| 亀岡市保津町上火無 | 〃 | 1 | 800円   |

」

を

「

|           |   |   |        |
|-----------|---|---|--------|
| 〃 東出合     | 〃 | 1 | 3,000円 |
| 亀岡市保津町上火無 | 〃 | 1 | 800円   |

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市営住宅設置条例及び亀岡市営特定目的住宅条例  
の一部を改正する条例案要綱

- 1 曾我部町穴太に設置している車垣内住宅及び安町大池に設置している特定目的住宅について、老朽化に伴い用途廃止すること。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。